平成24年5月29日

総務大臣 川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会 会 長 高 橋 温

答 申 書

平成24年2月21日付け諮問第3039号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

意見	再 意 見	考え方
意見1 ソフトバンクモバイルの影響力が非常に 大きくなっていることから、二種指定設備規制 の対象となる端末シェアの基準を 25%から 10%に下げる本改正は当然の措置。	再意見1	考え方1
○ 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,40 O万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイル殿の契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とする本改正は当然の措置であると考えます。 (NTT東西)	○ 左記意見に賛同します。 現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも、第二種電気通信設備制度(以下、二種指定制度)の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。 (イー・アクセス)	○ 本省令案に賛成の御意見として承る。
意見2 上位3社のモバイル事業者は突出した存在となっていることから、モバイル市場を活性化する上で、二種指定設備制度の適用対象とすることは必須の措置。	再意見2	考え方2
○ 第二種指定電気通信設備制度に係る規制の 適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者 を第二種指定電気通信設備制度の適用対象と することについて賛同いたします。 そもそも有限希少な電波の割当てを受けてい るモバイル事業者には、一定の規制が必要と考 えられるなか、上位3社のモバイル事業者の顧 客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長 している等、突出した存在となっていることから、	○ 左記意見に賛同します。 現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも二種指定制度の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。 (イー・アクセス)	○ 本省令案に賛成の御意見として承る。

MVNOによる競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることは必須の措置と考えます。

(ケイ・オプティコム)

意見3 十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を二種指定事業者に指定することは、制度創設の主旨に適うもの。可及的速やかな本省令の改正が必要。

○ 非指定事業者であるソフトバンクモバイル殿の

不透明な相互接続料算定については、当社が行

った 2010 年度相互接続料の算定根拠開示を求

めるあっせん申請が打切りとなったことに加え、2

月 23 日にソフトバンクモバイル殿が公表した

2011 年度相互接続料に関しても、当社の相互接

続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依

〇 左記意見に賛同します。 新担参 λ を里たしたイー

再意見3

新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対しても MVNO に対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。周波数を保有していることを理由に全ての MNO を規制対象とすることは、新規事業者の参入機会や新興事業者育成を妨げることにつながります。公正競争確保上の問題が生じない一定の閾値を設け、指定基準値以下の事業者を適用対象外とする措置は当然であると考えます。

(イー・アクヤス)

〇 弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信 設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイド ライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の 予定はありません。

前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における 10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であることから、根拠としては適当

考え方3

○ 本省令案に賛成の御意見として承る。

〇 なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。また、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)に係る基準値の見直しを行うに当たり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日公正取引委員会)(以下「企業結合ガイドライン」という。)を根拠とすることは適当ではないとの御意見については、考え方13のとおり。

然として、その算定根拠の妥当性検証が十分な し得ない状況にあると言わざるを得ません。 第二種指定電気通信設備制度は、円滑かつ 公正な接続を推進するとの主旨から創設された 制度であると認識しておりますが、情報通信審 議会「ブロードバンド普及促進のための環境整 備の在り方 答申」において、MNO上位3事業 者の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきて いるとされ、また、MNOとMVNO間の関係にお いても、原則として全てのMNOがMVNOとの関 係において交渉上の優位性を持ちうるものの、 端末シェアが相当程度低い MNO にまで優位な 交渉力があると認めることは難しく、直ちに規制 の適用対象とする必要性までは認められないと されていることを踏まえると、少なくとも、交渉上 の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有す

る事業者を第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)に指定することは、制度創設の主旨に適うものと考えます。(中略) その上で、前述のような実態を踏まえると、本省令案の改正が無用に延伸されることとなれば、相互接続料の透明性確保や適正化が図られず、公平かつ公正な相互接続の推進に著しく支障が生じると考えられることから、可及的速やかなる本省令の改正をお願いしたい。 (NTTドコモ)	ではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見4 競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべき。今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解。	再意見4	考え方4
○ 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきと考えます。 今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解しています。 (KDDI)	○「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」については、精緻な事象分析を行った上、当該認識の正誤を判断すべきと考えます。弊社共としては、前述のとおり、規制の均一化が志向されることは、公正競争の観点で望ましくないものと考え、「規制水準が不相応」な状況にあるとは認識していません。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 本省令案に賛成の御意見として承る。 ○ なお、「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」について事象分析を行った上で認識の正誤を判断すべきとの御意見については、端末シェアの変化に伴う接続協議における交渉上の地位の変化を分析しており、当該分析を踏まえれば、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。

意見5 MNOとMVNO間の関係に着目して「相当程度低いシェア」を検討するに当たり、企業結合ガイドラインの規定を援用し、端末シェアが10%以下の MNO を引き続き二種指定制度の適用対象外とすることは、一定の合理性がある。 〇 この点、MNOとMVNO間の関係に着目して、直ちに規制の適用対象とする必要性が認められない「相当程度低いシェア」を検討するにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」との規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないものとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。 (NTTドコモ)	可能見5 ○ 左記意見に賛同します。 新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対しても MVNOに対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。周波数を保有していることを理由に全ての MNO を規制対象とすることは、新規事業者の参入機会や新興事業者育成を妨げることにつながります。公正競争確保上の問題が生じない一定の閾値を設け、指定基準値以下の事業者を適用対象外とする措置は当然であると考えます。 (イー・アクセス) ○ 弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイドライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の予定はありません。 前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における 10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であることから、根拠としては適当ではないと考えます。	● 本省令案に賛成の御意見として承る。 ② なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。また、二種指定設備制度に係る基準値の見直しを行うに当たり、企業結合ガイドラインを根拠とすることは適当ではないとの御意見については、考え方13のとおり。
意見6 指定基準である 10%の根拠は、制度創 設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する	再意見6	考え方6

独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求めており適切。 〇 指定基準値 最後に、指定基準である 10%の根拠は、制度 創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する 独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関す る独占禁止法上の指針に求めており適切である と考えます。 (イー・アクセス)	○ 弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方にも示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。 前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成24年2月21日)の際に提出した弊社共意見書※(以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。 ※電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見(平成24年2月21日) http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 本省令案に賛成の御意見として承る。○ なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。
意見7 二種指定設備制度に係る規制の適用対	再意見7	考え方7
象を拡大し、指定基準値を 10%とすることは適		
切。上位3社が規制の対象になることで、接続		
料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担		
保されれば、新規事業者の事業環境の一層の		
整備につながり、既存事業者間においても公正		

な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便が向上する。

○ 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とすることは適切であると考えます。市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直しを行うことは、公正競争を促進する上で不可欠です。

○競争環境の整備

現在のソフトバンクモバイル殿の端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。上位3社が規制の対象になることで、接続料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担保されれば、新規事業者(MNO、MVNO)の事業環境の一層の整備につながります。また既存事業者間においても公正な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便を向上させることとなります。

〇交渉の優位性

新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3 社とのシェアに依然として大きな差があり、他事 業者に対しても MVNO に対しても、市場支配力 を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはあり ません。MVNO との接続インセンティブは高いも のの、MVNO が複数の MNO を接続先として比較 検討した場合、エリアやネットワークが充実して いる先行 MNO が選択される可能性が高いのが 現状です。こうした環境格差の中で、周波数を保 有していることを理由に全ての MNO を同様の扱 いとし、イー・アクセスも規制の対象とすることは 新興事業者育成の観点からも問題であると考え ます。

(イー・アクセス)

○ 弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方にも示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。

前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成24年2月21日)の際に提出した弊社共意見書*(以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。

※ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見(平成24年2月21日)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡 大すべきとの御意見については、本省令案に賛 成の御意見として承る。
- 〇 なお、上位3事業者が同等の交渉力を有すると の結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性 を見誤る懸念があるとの御意見については、考え 方4後段のとおり。
- 〇 おって、非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について検証が必要との御意見については、考え方9のとおり。

意見8 指定の基準値を 10%とする改正案に賛

再意見8

考え方8

同。また、すべての携帯電話事業者に同等の 競争ルールが適用されるべきであり、第二種指 定電気通信設備制度等による非対称規制は撤 廃すべき。

O 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。

なお、昨年12月20日の「ブロードバンド普及 促進のための環境整備の在り方」答申におい て、携帯電話事業者間における「交渉上の優劣 の差は縮小してきている」とされています。また、 禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特 定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯 電話サービスを組み合わせたセット割引を提供 開始したものの、禁止行為規制が適用されてい るNTTドコモは、ある特定の電気通信事業者と 提携して柔軟にサービスを展開することができ ず、利用者利便が損なわれている恐れがありま す。これらのことからも、携帯電話事業者間で規 制格差を設けなければならない程の市場支配力 の差が存在しないことは明らかであり、第二種指 定電気通信設備制度や禁止行為規制による非 対称規制は撤廃すべきと考えます。

(NTT 持株)

○ 携帯電話市場においては、長期間に渡って 50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれることが懸念されます。その意味では、支配的事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的な事業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化となることがないよう十分に配慮すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ 前回のパブリックコメントにおいて、「携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。」と述べました。

この趣旨は、ソフトバンクモバイル殿を第二種指定電気通信設備の指定対象とする本省令改正案も内包するものであり、改正案に賛同します。

また、更に、電波という公共財を利用している全ての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであり、

- 本省令案に賛成の御意見として承る。
- 全ての携帯電話事業者に同等の競争ルールを 適用すべきとの御意見については、携帯電話市 場においては、事業者間で端末シェアに顕著な差 が存在するため、接続協議における交渉上の地 位に顕著な優劣が生じていると考えられる。これ を背景に、接続における不当な差別的取扱いや 接続協議の長期化等が引き起こされるおそれが あると考えられることに鑑みると、二種指定設備 制度による非対称規制の仕組みを引き続き維持 することが適当である。
- O なお、携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持している状況にあることを踏まえると、規制の必要のない事業者への過度な規制強化となることがないようにすべきとの御意見については、考え方9のとおり。

その際、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことから、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考える、という趣旨であることを確認のため申し述べます。

(NTT持株)

意見9 携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持しているものの、競争事業者が創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、競争が一定程度進展している状況にある。こうした基本認識を踏まえて、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべき。

再意見9

考え方9

○ 1. 基本的考え方について

第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種 指定制度」という。)の見直しにあたっては、競争 促進の目的を念頭に、市場において真に支配的 である事業者を厳選し、必要な規制を適用する とともに、他の事業者に対する規制を最小限に 抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に 踏まえた内容とすることが重要と考えます。携帯 電話市場においては、長期間に渡って 50%近く の市場シェアを有するドミナント事業者が存在 し、当該事業者と 2 位の事業者との端末シェア 格差も 20%程度存在する等、支配的事業者が 依然として競争上高い優位性を保持していま す。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキ ャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業 努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場 における競争が一定程度進展している状況にあ ると認識しています。

2012 年 2 月 21 日付「電気通信事業法施行規則の一部改正」についての意見募集においては、当該制度における指定の基準値の変更案と

○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、

○ 携帯電話市場においては、端末シェアの変化に 伴い、接続協議における交渉上の地位も変化し てきており、これを踏まえて指定の基準値を見直 すことが適当である。

まず、上位3事業者と4位の事業者の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、上位3事業者は、4位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。

また、上位3事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結

その考え方が示されているところですが、上記の 上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競 果として相対的に非指定事業者の交渉力を高め 基本認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方 争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業 る効果があると考えられる。これを踏まえると、交 について十分議論が尽くされるべきと考えます。 者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。 渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、 寡占的な状態を構成する上位3事業者間におい クモバイル) 本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確 て、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を 保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところで 相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそ すが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社の れがある。 シェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイ 以上の状況に対応し、公正競争環境の確保を ル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考え 通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占 ており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモ 的な状態を構成する上位3位までの事業者に二 バイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したも 種指定設備制度の規律を課すことが適当であ のと理解しております。 なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指 定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に 関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続 き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信 設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理 性があるものと考えます。 (NTTドコモ) 意見 10 上位3事業者が同等の交渉力を有する 考え方 10 再意見 10 との結論を導き出すことは、あるべき政策の方 向性を見誤る懸念がある。また、ソフトバンクモ バイルとして、4位の事業者との間に接続にお ける不当な差別的取り扱いや接続協議の長期 化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度 改正の必要性を裏付ける立法事実の存否につ いて、より精緻な検証が必要。 ○ 2.「2-2-1. MNO 間の関係」について 〇 以下の 2 点について、本省令改正は市場からの要請を反 〇 考え方9のとおり。 <見直しの方向性> 映した適切な措置であると考えます。 本省令案等では、MNO 間の関係に着目し、 MNO 間の交渉上の地位が変化しているとされて 事業規模に因る交渉力の差異 います。二種指定制度創設時と現在の状況とを 事業者間の接続に際しては、電気通信事業法に接続 比較すれば端末シェアに変化が生じていること 応諾義務が定められていることによって、接続拒否のよう は認められるものの、この度の電気通信事業法 な大きな問題に発展することはありません。しかし、事業

施行規則改正の契機となった「『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』(2011年12月20日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)」にあるような「(端末シェアにおいて)いまだ若干の開きはあるものの近接してきて」いるとみなし、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。

そもそも、本省令案等に示唆されているような、3 位の弊社と 4 位の事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

規模を背景とした交渉力の違いは「懸念すべき実情」であると考えます。例えば接続協議において、事業規模の大きい事業者が自社の接続料をスプリングボードにして他社接続料の低廉化を誘引する効果と、イー・アクセスのような新興事業者の効果とでは全く異なります。接続義務だけでは市場環境の問題までは解決できないため、二種指定制度の定義や規制レベルを必要に応じて見直し、競争環境を整備することは必要不可欠であると考えます。

・接続料が与える影響度合いの差異

現在、シェアが近接している上位 3 事業者間の接続料には、相当程度の水準格差が見られる状況です。一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けやすく、そのため市場では劣位な環境に置かれることとなります。さらに接続料協議の長期化は高い接続料のインパクトを受け続けることを意味します。速やかな本省令の改正により、相互接続料の透明性確保や適正化が図られることを強く望みます。

(イー・アクセス)

○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。

なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。

(NTTドコモ)

意見 11 事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、優位な交渉力が確実に発揮される程度の MNO に対してのみ規制対象とすべきであるのに、新規 MNO と既存のMNO との関係を念頭に置いた本件基準値検討は、確実に規制をかける必要のない MNO を判断するためのものとなっており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じている。

また、PHS を二種指定制度の基準値算定の

再意見11

考え方 11

ベースから除外する根拠とした加入者シェアの 割合は、本省令案等で検討されている事業者 間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が 異なると考えられ、両者の整合を取る合理性は 低い。

〇 〈基準値の在り方〉

本省令案等においては、新規 MNO が参入す る際に、既存 MNO に対して劣位な立場での交 渉を強いられる状況が発生する懸念について. 「相当程度低い端末シェア」を有する MNO との 交渉であれば交渉上の地位の優劣は発生しな いとの考えが示されています。しかしながら、事 前規制として強い効力を発揮する二種指定制度 に関しては、その性質に鑑み、端末シェア等に表 れるような地位の差異により、優位な交渉力の 行使が確実に発揮される程度の携帯電話事業 者に対してのみ規制するよう基準値の検討を行 うべきであるところ、このたびの検討において 『「相当程度低い端末シェア」を有する MNO』等 の記述に見られるとおり、確実に規制をかける 必要のない対象を定めるための基準値検討を実 施しており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が 生じていると考えます。

また、上記の基準値設定の根拠の一つとして、二種指定制度の創設時において基準値算定のベースからPHSを除外した経緯が参照されていますが、当該数値である「10%以下(当時の携帯電話の加入者シェアに占める PHS の加入者シェアの割合)」は、あくまでも二種指定制度の対象範囲の検討に際して、特定のサービス(PHS サービス)が市場へ与える影響の有無を判断する指標の一つとして示されたものです。従って、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられることから、両者の整合を取る合理性

○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考え

- 本件基準値検討が確実に規制をかける必要のない MNO を判断するためのものとなっているとの御意見については、具体的な基準値の検討に当たっては、携帯電話市場の特性(事業展開上MNO との接続は極めて重要であり、接続協議においては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすい点)を考慮して、MNO が交渉上の優位性を持つかどうかについて検討を行っている。よって、規制が必要な範囲を設定するために適切な検討を行っている。
- PHS に係る基準と指定の基準値の整合を取る合理性が低いとの御意見について、指定の基準値の検討に際しては、接続交渉上劣位にある新規参入事業者に対してさえも、優位な交渉力を持たず、公正競争を阻害すると認められない程度の事業者を検討することが必要である。これを踏まえ、電気通信事業分野において公正競争環境への影響の程度が低いサービスを判断するに当たって用いられた考え方(PHSの加入者数が携帯電話の加入者数の10%に満たず、PHSの移動体通信市場全体に与える影響が低いとした考え方)を参考とすることについては、一定の合理性が認められる。

は低いものと考えます。 ており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモ (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン バイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したも クモバイル) のと理解しております。 なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指 定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に 関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続 き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信 設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理 性があるものと考えます。 (NTTドコモ) 意見 12 これまでソフトバンクモバイルと MVNO と 再意見 12 考え方 12 の間で協議が難航し、紛争に至った経緯はな く、MVNO の参入促進のために二種指定設備 制度の適用範囲を拡大することは、目的にかな った見直しとは言いがたい。むしろ、二種指定 事業者と MVNO との紛争等を踏まえれば、現 二種指定事業者を中心とした MNO と MVNO との関係性において再整理を図ることが適当。 ○ 3.「2-2-2. MNO-MVNO 間の関係」につい ○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関 ○ 二種指定設備制度は、交渉上の優位性を持つ 7 する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定 事業者が、接続における不当な差別的取扱いや <見直しの方向性> により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下 接続協議の長期化等を引き起こすおそれがある 「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大 自由な市場競争環境の整備のために、MVNO ことに着目して、設けられた制度である。 の一層の市場参入や進展を促すことについては し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検 MNO と MVNO との関係については、MVNO が 賛同しますが、ブロードバンド答申にも記載が見 討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のた 事業を運営するには、周波数の割当てを受けた めの競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバン られるとおり、現在の携帯電話市場には「多種多 MNO のネットワークに接続することが必要である 様な MVNO の参入が進展し、多様なサービス クモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接 ことを踏まえると、端末シェアが相当程度低い場 の提供が行われており、2010 年度では MVNO 続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、 合を除き、原則として全ての MNO は MVNO との の契約数が年率 34%の増加を見せている 等、 非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高 関係において交渉上の優位性を持ち得ると考え その参入促進効果が認められるところです。ま まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位 2 られ、接続における不当な差別的取扱い等を引き た、弊社においては、これまで MVNO との間で 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を 起こすおそれがあると考えられる。 協議が難航し、結果紛争等に至った経緯はない 担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通 ことから、MVNO の参入促進を企図するため じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行う に、二種指定制度に係る適用範囲の拡大を行う ことが必要」との結論が示されたところです。 ことは、目的に適った見直しの方向性とは言い 2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続

難	١,	と 老	7	+	4	
# #	١. ١	~~	~	_	a	

むしろ昨今散見される、二種指定事業者と MVNOとの紛争や、二種指定事業者による提 起を発端とした接続拒否事由の明確化の要望等 を踏まえれば、現二種指定事業者を中心とした MNOとMVNOとの関係性において、再整理を 図ることが適当であり、具体的には「MVNOに係 る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関 するガイドライン」における関連規定の変更等で 対処すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。

なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。

(NTTドコモ)

意見 13 二種指定制度に係る基準値の見直しを 行うに当たり、「企業結合審査に関する独占禁 止法の運用指針」を根拠とすることは適当では ない。

再意見 13

考え方 13

〇 〈基準値の在り方〉

二種指定制度に係る基準値の見直しを行うにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」で示されている垂直型企業結合による競争の実質的制限の有無を判断するための基準値である「10%」を根拠の一つとすることは、

〇 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のた

O 企業結合ガイドラインについては、平成 23 年 12 月 20 日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていることを踏まえて、MNO と MVNO の関

以下の理由により適当でないと考えます。

- 1) 当該数値は"セーフハーバー1"であること
- 2) 同一市場において水平関係にある事業者間 の競争に与える影響を判断するための基準で あること
- 1 セーフハーバー: あらかじめ決められた一定のルールや範囲のもとで行動する限り、違法・違反とならない範囲。

セーフハーバーの基準を超えた場合においても直ちに問題になるものではない。

上記指針の中で、「垂直型企業結合」及び 「10%」は具体的に次のように位置づけられてい ます。すなわち、①垂直型企業結合は、競争単 位を直接に減少させる水平型企業結合に比し、 競争に与える影響は大きくなく、通常は競争を実 質的に制限することとなるとは考えられない、と されながらも、②垂直型企業結合により「市場の 閉鎖性・排他性」又は「協調的行動」等を生じさ せることで競争を実質的に制限することとなる場 合はあり、③その有無を判断するにあたっては、 個別具体的な検討に先立ち、「当事会社が関係 する全ての一定の取引分野において、企業結合 後の当事会社グループの市場シェアが 10%以下 である」か否かがまず検討され、「10%以下である 場合」には「競争を実質的に制限することとなる とは通常考えられない」と整理されています。

つまり、この「10%」は「競争の実質的制限」、すなわち、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであって、垂直関係にある異なる市場における事業者間の交渉の優位性等を測る指標とはされていません。従って、同指針からは、市場シェアが 10%以下である場合に、垂直関係に立つ相手方に対して「『優位な交渉力』を認めるまでには至らない」

めの競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。

なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。

(NTTドコモ)

係がいわばネットワークの卸売と小売の関係にあることに着目して、垂直型企業結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考としたものである。

○ 企業結合ガイドラインにおける判断基準がセーフハーバー規定であることは御意見のとおりであるが、MNO-MVNO 間の関係性に着目した具体的な基準値の検討に当たっては、一般競争法上のガイドラインである企業結合ガイドラインを参考としつつ、携帯電話市場の特性を踏まえて、当該MNO の交渉上の優位性の有無について検討を行っている。

以上から、同ガイドラインを参考に、基準値を検討することが適当である。

という結論は論理的に導かれず、またこれとは 逆に、市場シェアが 10%を超える場合に、垂直関 係に立つ相手方に対して「優位な交渉力」が認 められるという結論も導かれません。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

意見 14 二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考にする合理性は低い。

再意見 14

考え方 14

○ 4.「2-2-3. その他(競争法上の基準を参考 とした検討)」について

本項目では、「流通・取引慣行に関する独占 禁止法上の指針」を参考に、「市場における有力 な事業者」とみなされる基準値を引用しています が、当該指針は、市場支配力を持つ事業者が 「取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しな いよう拘束する条件をつけて取引する行為」等を 違法行為と位置づけるものです。二種指定制度 が接続料や接続条件の公平性・透明性等の担 保を目的としている点を踏まえ、本指針の考えを 当てはめた場合、10%以上の電気通信事業者 の接続拒否が不公正な取引に該当し違法とされ る一方で、10%未満の電気通信事業者には接 続義務が課されないとの解釈が可能になるもの と考えます。しかしながら、あまねく電気通信事 業者には既に電気通信事業法第32条による接 続義務が課されており、結果、上記の考え方と 不整合が生じることとなります。この点に関連し て、第 33 回情報通信行政・郵政行政審議会電 気通信事業部会において、電気通信事業法と一 般的な流通取引慣行に係るガイドラインにおい て市場の取引における前提が異なるという趣旨 の発言もあったところです。

○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

○ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月 11 日公正取引委員会)については、ブロードバンド答申において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていることを踏まえて、市場における有力な事業者についての考え方を、指定の基準値の検討に当たって参考の一つとしたものである。

以上から、同ガイドラインを参考にした上で、基準値を検討することが適当である。

以上の点を踏まえ、二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、本指針の基準値(端末シェア 10%以上)を参考にする合理性は低いものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。 なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。 (NTTドコモ)	
意見 15 他の携帯電話事業者に比べ接続料水準 が高止まりし続けている場合等には、二種指定	再意見 15	考え方 15
事業者に対し、接続事業者から要望があれば 接続料の算定根拠を開示することを義務付け ることが必要。		
○ しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性	○ 一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けることとなります。競争環境整備のためにも二種指定事業者は同水準かつ低廉な接続料を確定値で提示すると共に、算定根拠の開示を義務化することによって外部的検証性を高めるべきと考えます。 (イー・アクセス) ○ 事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向	〇 御意見は、今後の検討の参考として承る。なお、接続料の算定根拠の開示については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成 22 年3月策定・公表。以下「二種指定ガイドライン」という。)において、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、そ

等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較

なお、守秘義務の観点から、意見募集の機会において、個

別の事業者間協議の内容等を明示することは適切ではない

を行うことは有意でないものと考えます。

の合理性を検証し、後者については、可能な限り

情報開示することが適当である」とされている。

の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接

続料水準が高止まりし続けている場合等には、

接続事業者から要望があれば二種ガイドライン

に定める接続料の算定根拠を開示することを義

務化する等の改正もあわせて行うことが必要と 考えます。 (NTT 東西)	と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見 16 モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等二種指定制度自体の考え方を早期に見直すことが必要。また、総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても検討すべき。	再意見 16	考え方 16
○ なお、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、当該モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。 そのため、モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。 更には、総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても早期に検討すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)	○ 左記意見に賛同します。 また、上位3社はそれぞれ企業グループの中の中核にあり、その企業グループ内における連携により固定等隣接市場への影響力も看過できない状況にあると認識しています。これからの競争政策の課題として、モバイル市場における単独及びグループの両側面からの市場支配力の検証と新たな規律が必要と考えます。 (イー・アクセス) ○ 第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)は、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。 なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、公社時代以来の独占インフラを持つ固定通信市場における特性であることから、第二種指定電気通信設備制度の見直しの根拠とすることは適当でないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	 ○ 平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」に示されているとおり、モバイル市場には加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在し、利用者・接続事業者双方にとってネットワークの代替性が存在していること等から、電波の割当てを受けた事業者のネットワークにはボトルネック性が認められないため、それに基づく市場支配力を認めることも適当ではない。 ○ なお、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であり、二種指定配力に着目した制度ではない。ただし、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を防止する観点から禁止行為規制が課されている。
意見 17 省令改正の結果新たに指定対象となる 事業者に早期に第二種指定電気通信設備接	再意見 17	考え方 17

続会計規則を適用すべく、省令改正を行うか、 総務省にて会計規則に準じた算定が実施されているかを検証すべき。 〇 なお、新たに二種指定事業者に指定された事業者は、指定を受けた年度より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に則り、相互接続料の算定を行うこととなる一方、接続会計の整理・公表については、第二種指定接続会計規則」という。)の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることになることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互	 ○ 左記意見に賛同します。 省令改正から接続会計公表に至るまでのプロセスにおいても、新たに指定対象となる事業者が、二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実施し料金水準の低廉化に努めているかどうかを検証する必要があると考えます。 (イー・アクセス) ○ 電気通信設備接続会計規則の適用タイミングについては、事業者が指定された後、運用開始までに必要となる諸準備の期間等を考慮して、翌会計年度から適用する規定がなさ 	○ 第二種指定電気通信設備接続会計規則を早期 適用すべきとの御意見については、接続に関する 会計を整理するに当たっては準備に係る期間等 が必要であると考えられることから、「事業者の事 業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一 項の規定により指定を行ったときは、当該指定に 係る第二種指定電気通信設備との接続に関する 会計については、当該指定の日以後に開始する 事業年度から適用する」としている同省令附則た だし書の規定に基づき対応することが適当であ
た相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなります。 相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況となりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用させることが必須であると考えます。 仮に、二種指定接続会計規則の早期改正はなし得ないとする場合であっても、総務省において、二種指定接続会計規則適用前の相互接続料について、二種指定接続会計規則に準じた算定が実施されているかを検証するなど、適切な対応をお願いしたい。 (NTTドコモ)	の期間等を考慮して、翌会計年度から週用する規定がなされており、過去、第一種電気通信設備を設置する事業者についても、これら規定に則り対応してきた実績が存在するものと認識しています。従って、仮に二種指定制度の見直しがなされる場合であっても、当該会計規則を見直すことについては合理的でないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	たし書の規定に基づき対応することが適当である。 なお、二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、新たに二種指定設備制度の規制の対象となる事業者が生じた場合、当該事業者の接続料の算定についても、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うことが適当である。
意見 18 競争環境整備のためにも大手事業者は 同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体 で予見可能性を確保するために確定値で接続 料を提示すべき。	再意見 18	考え方 18
○ 二種指定ガイドラインについて イー・アクセスが規制の対象とならないことで	○ 前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」で	○ 大手事業者の接続料を同水準にすべきとの御 意見については、電気通信事業法上、二種指定

懸念される接続料の適正性については、現在も あるべきとの考えは妥当でないものと考えます。 事業者の接続料は「能率的な経営の下における (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) 二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実 適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるも 施すると共に料金水準の低廉化に努め、接続す の」でないことが求められており、事業者ごとに接 る事業者の求めにより協議にも応じています。ま 続料原価、利潤、需要の構造が異なることを踏ま えて各事業者において算定を行うことが適当であ た、一般的に新興事業者は端末シェアが少ない ため、相互接続においては発信が着信を上回る 傾向にあり(並びに自網内通信も限られてい る)、高い他社接続料の影響を大きく受けること ○ 確定値にて接続料を提示すべきとの御意見に となります。競争環境整備のためにも大手事業 ついては、そのメリット・デメリットを慎重に検討す 者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全 る必要があり、参考として承る。 体で予見性を確保すべく確定値にて接続料を提 示する方向へ舵をきるべきと考えます。 (イー・アクセス) 意見 19 非二種指定事業者の接続料を適正に検 再意見 19 考え方 19 証するため、公平・中立な第三者機関による、 接続料の妥当性検証スキームを確立すべき。 〇 また、第二種指定電気通信設備を設置する電 ○ 現在、接続料の妥当性検証の役割は二種指定制度の運 〇 第三者機関による接続料の妥当性検証スキー 気通信事業者(以下、「二種指定事業者」とい 用に関するガイドラインが担っておりますが、今後は二種指 ムを確立すべきとの御意見については、二種指 う。)と非指定事業者間の交渉上の地位の優劣 定事業者の接続料算定の適正性、透明性が確実に担保さ 定事業者については、二種指定ガイドライン第3 についても触れられていますが、本論点が特定 れる制度を導入することが喫緊の課題と認識しています。具 の6において、総務省が「当該接続料の算定がガ の二種指定事業者と弊社間における弊社接続 体的には、認可制への移行やパブリックコメントの招集によ イドラインに示す考え方に沿ったものであるか否 料に係る紛争事案を念頭に置いているとすれ って、外部的検証性を高める措置が必要と考えます。 かについて、必要な検証を行うこと」とされてい ば、その点についても改めて実態を捉え直す必 (イー・アクセス) る。なお、非二種指定事業者の接続料の妥当性 要があると考えます。そもそも、当該紛争事案の 検証スキームの確立については、参考として承 問題の所在は、非二種指定事業者の接続料の る。 正当性を測る検証システムが存在しないことに 起因しているものと認識しており、特定事業者の ○ なお、認可制への移行やパブリックコメントの招 意図により紛争が提起されたことをもって、あた 集によって、外部的検証性を高める措置が必要と の御意見については、参考として承る。 かも現行の二種指定制度そのものに瑕疵がある かのように捉えることは適切ではないと考えま す。なお、非二種指定事業者の接続料算定の適 正性を検証するためには、弊社が従前から述べ ているとおり、公平・中立な第三者機関(電気通 信紛争処理委員会殿等)に接続料の妥当性検

証のための役割を明確に定義することにより、非

指定事業者における接続料に係る「第三者検証 スキーム」を確立する等の措置をとることが最適 であると考えます。

加えて、同時期には、弊社が提起した二種指定事業者の接続料を巡る紛争事案も存在しており、このことからも、二種指定事業者の交渉力の低下や非二種指定事業者の交渉力の相対的優位性が客観的事実であるとは言えないものと考えます。同時期にこれら2つの紛争事案が存在しているにもかかわらず、前述したとおり仮に今回の諮問において一方の事案のみを参照し、他方を看過したとすれば公平な判断とは言えないものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)